

平成30年9月定例会 地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時 平成30年10月10日(水) 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時41分

場所 第3委員会室

出席委員 石井平夫委員長
飯塚俊彦副委員長
杉島理一郎委員、岡地優委員、山下勝矢委員、武内政文委員、小林哲也委員
山根史子委員、木村勇夫委員、西山淳次委員、岡重夫委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [企画財政部]
砂川裕紀企画財政部長、堀光敦史企画財政部副部長、山崎明弘地域政策局長、
犬飼典久企画総務課長、堀口幸生計画調整課長、徳重覚財政課長、
福田哲也地域政策課長、石井貴司市町村課長
[総務部]
岩田英久税務局長、原口誠治税務課長
[県民生活部]
谷澤正行共助社会づくり課長
[福祉部]
縄田敬子地域包括ケア課長、金子直史高齢者福祉課長、高島章好少子政策課長
[保健医療部]
高梨光美健康長寿課副課長
[産業労働部]
原口正直産業労働政策課副課長、飯塚清隆産業支援課副課長、
島田邦弘観光課長、高橋利維雇用労働課副課長、
伊島順子ウーマノミクス課副課長
[農林部]
竹詰一農業政策課副課長

会議に付した事件

地方財源の確保対策について
地方創生の推進について

杉島委員

- 1 地方財源の確保対策について、臨時財政対策債発行可能額の割合が高いことによる本県のデメリットはあるのか。
- 2 財政力が高い地方公共団体に臨時財政対策債発行可能額を多く配分しているのは、臨時財政対策債の制度が破綻した場合のことを考えてのことか。
- 3 本県は、臨時財政対策債発行可能額を全額発行しているのか。また、全額発行していない団体との違いは何か。
- 4 臨時財政対策債の発行は、いつまで続くのか。

財政課長

- 1 臨時財政対策債の償還額は、将来、普通交付税で措置されるため、財政運営に支障を来すことはない。しかし、起債という形で本県の借金となり、臨時財政対策債発行可能額が多く配分されることで外見上、負債が大きくなってしまふことが問題点である。そのため、当初から地方交付税で配分されるよう、交付税の法定率の引上げなどを国に要望している。
- 2 破綻したときのリスクではなく、多額の起債が必要なことから資金調達能力が関係している。財政力指数が比較的低い団体は、市場で多額の資金を調達できないため、本県のような財政力が高く、市場公募債などの民間の資金を調達できる能力がある団体に対して、臨時財政対策債が多く配分されている。
- 3 本県は全額を発行している。その理由は、一般財源として交付税の代わりに配分されているものであり、標準的な行政サービスを賄う上で必要な財源であると考えているためである。他団体においては、臨時財政対策債はあくまでも起債という考えで、一部発行していない団体もあったかと記憶している。
- 4 臨時財政対策債は、平成13年度に国の制度として導入された。元々は3年間の時限措置であったが、財源不足額が全国的に見て巨額なこともあり、国と地方が折半して補填する必要性が続いているため繰り返し延長されている。本県としては臨時財政対策債の制度がある限り、一般財源の確保ということからも臨時財政対策債を発行せざるを得ない状況である。本来であれば地方交付税という形で欲しいため、廃止の要望や税源移譲及び地方交付税の法定率の引上げを繰り返し要望していかざるを得ない。

杉島委員

臨時財政対策債発行可能額の割合が多いことにより、市場から資金調達をする上で何か支障があるのか。

財政課長

臨時財政対策債の償還金は制度上、後年度に全額交付税措置され、償還財源が確保されていることから償還が担保されていると考えられており、調達において支障があるとは考えていない。しかし、臨時財政対策債を発行せざるを得ないことから、市場公募で調達しなければならない額が増えてしまうため、できるだけ圧縮したいと考える。

岡地委員

- 1 消費税の10%への引上げは、地方交付税などの地方財政にどのような影響を与えるのか。
- 2 引上げに伴う増収分は、どのような施策に充てるのか。
- 3 地方消費税の引上げは、本県の財政にどのような影響を及ぼすのか。

財政課長

- 1 地方消費税が1.7%から2.2%へ0.5%引き上げられる。また、地方交付税は消費税自体が原資となっており、現行の22.3%から平成31年度は20.8%となり、平成32年度以降は19.5%となる。消費税率に換算すると現行の1.4%から平成31年度は1.47%となり、平成32年度以降は1.52%となる。その結果、地方消費税と交付税を合わせた地方への配分は、現行の3.1%から平成32年度は3.72%となり、0.62%引き上げられる。なお、軽減税率を踏まえると地方財政全体で約1兆4,000億円の歳入の増加が見込まれる。
- 2 地方消費税の引上げ分は医療・介護の社会保障給付や少子化対策の財源とすることとされている。また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、社会保障以外の幼児教育の無償化や待機児童対策の解消の財源に充てることとされた。ただ、国の平成31年度概算要求においては、消費増税に関する予算について予算編成過程において検討することとされており、詳細な内容や地方にどれだけの負担となるかなどについては示されていない状況である。そのため、国の動向を注視していかなければならないと考えている。
- 3 消費税増税に係る歳出が不透明なことから、歳出を平成30年度と同額と仮定して推計すると、地方消費税の増収分は429億円と考えている。なお、全額が普通交付税の基準財政収入額に算入されるため、その分だけ普通交付税が減少することから収支に影響を及ぼさない。ただし、交付税の法定率分が上がるため地方財政計画を基に試算すると、収支が若干改善する見込みである。

岡地委員

消費税率が8%に引き上げられたときに買い控えなどが発生して景気を停滞させるということがあったと思うが、10%に引き上げられたときに本県として取れる対策があるのか。

税務課長

国では平成30年6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」を閣議決定し、消費税の税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減に機動的な対応を図るため、臨時・特別の措置を平成31年度及び平成32年度当初予算において講じることとしている。これにより、住宅や自動車など耐久消費財の消費を喚起するため、税制及び予算による十分な対策が講じられる予定と聞いている。県としても国の対策に沿ってしっかり取り組んでいく。

山下委員

- 1 地方債は負債の部ではなく資産の部に近いと考えているが、臨時財政対策債を県民の借金として考えているのか。
- 2 臨時財政対策債の発行は少ない方が良く考えているのか。
- 3 臨時財政対策債に限らず地方債の発行について、県内総生産を上げるためのものは借

金というよりは投資とした方が良いと考えるが、いかがか。

- 4 地方法人特別税・譲与税が廃止されて法人事業税に還元されると、埼玉県順位が良くなるかのように資料2に記載されているが、実際にはどうなのか。良くならない場合にはどのように県として対応すべきと考えているのか。

企画財政部長

- 1 平成13年度に臨時財政対策債が導入される以前は、県債は投資の財源として資本を形成する借金として、正に投資の側面もあると考えていた。平成13年度以降は、一般財源の補填ということで臨時財政対策債が導入され考え方が変わってきた。今は、投資の面と一般財源を埋める借金の面の2つが併用されている。そのため、本県においてはコントロールできる県債という形で中身を2つに分けて管理している。
- 2 必要な投資については、後年度の世代間の公平性等を踏まえ、財源として県債を充当している。これは、借金という面だけでなく未来への投資という面もあると考えられる。しかし、臨時財政対策債は一般財源である交付税の不足分であり、借金の一つであると認識している。
- 3 地方債についても、投資に当たる部分は投資であると認識している。

税務局長

- 4 平成29年度の本県の地方法人特別税の額が626億円であるのに対し、地方法人特別譲与税が940億円となっており、313億円の増収となっている。そのため、地方法人特別税・譲与税が廃止された場合には、約300億円の減収となる見込みである。地方法人特別税・譲与税が廃止された場合の地方法人二税の県民1人当たりの都道府県順位は、資料2に記載のとおり、地方法人特別譲与税を含む場合は36位、含まない場合は35位と大きく変わるものではない。今後、廃止になった場合の対策としては、資料に記載のとおり、まずは、地方法人課税については税源の偏在性を是正する措置が講じられることが重要である。また、併せて資料1に記載のとおり、税源移譲等によって地方税の充実が図られるということが重要であると考えている。

山下委員

建設的な地方債も臨時財政対策債も同じ県の歳入になるため、両方とも投資であり資産であるとする。県のバランスシート上、臨時財政対策債は負債の部に計上されているが2つ合わせて資産の部と考えられないか。

企画財政部長

臨時財政対策債を純資産とみるのか、負債としてみるのか、考え方を財務諸表の作成において議論をしているところである。これは国の制度によるものなので、本県の考えだけで結論が出るものではない。国とも議論をしていく上で、この臨時財政対策債を今後どう整理していくのが地方財政の大きな課題となっているので、その中で考慮しながら進めていきたい。

武内委員

- 1 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、基本目標2の基本指標「0～14歳の転入超過数の維持」が目標を達成できなかった要因は何か。
- 2 基本目標2「県内への新しいひとの流れをつくる」は、首都圏に位置する本県にとっ

て難しい課題と考えるが、これまでの総合戦略の実績をどう評価しているか。

- 3 総合戦略のコンセプトは東京一極集中の抑制だが、本県は県南部と県北部では人口の動きが違う。人口減少地域における状況改善の効果は上がっているのか。
- 4 外国人旅行客数については、年度目標に対して達成率58%となっており、最終目標の80万人を達成するためには今後倍以上延ばさなくてはならないが、どのように対応していくのか。
- 5 ふるさと創造資金の交付件数をKPI（重要業績評価指標）としている理由は何か。
- 6 平成29年度のふるさと創造資金の交付件数は60件の目標に対し実績が42件である。国の交付金の影響もあったと思うが、県として制度の改善を検討しているのか。

計画調整課長

- 1 0～14歳人口の親に当たる30歳代及び40歳代前半の社会移動が全国的に減少傾向にあり、子供の数自体も減少している。全体のパイが縮小する中、本県は千葉県と並び全国でも圧倒的に年少人口を受入れているが、数年前に比べると数字が伸びなくなっている。なお、この指標は平成28年度の目標達成率が97%と年度ごとの変動が大きいため、今後も動きを注視する必要がある。
- 2 最も重要な基本指標8つのうち5つは年度目標を達成し、未達成3つのうち2つは達成率99%以上である。KPIも7割以上が年度目標を達成していることから、戦略はおおむね順調に進捗していると考えている。
- 3 本県では圏央道辺りを境に人口転出超過傾向が現れるが、それぞれの地域特性に応じた取組を進めている。例えば、県央地域ではJR上野東京ライン開通を機に4市1町共同で、子育てに優しい地域をPRするプロモーションを行った結果、年少人口の転入超過数が2倍に増えている。このような活動の積み重ねで、新しい人の流れをつくることは十分可能と考える。こうした成功事例を各地で共有しながら取組を進めていきたい。

観光課長

- 4 台湾やタイを重点市場としてプロモーションを実施してきたが、引き続き、認知度の向上に努めていく必要がある。そこで、今年度からリピーターも多く、親日家が多い香港をターゲットとして追加し、現地の旅行博覧会で消費者に直接PRしている。また、現地の旅行会社への売り込みも重要であるため、平成28年度に台湾に、今年度にはタイにコンシェルジュを設置し、県内周遊商品の企画販売を働き掛けていく。さらに、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックなど国際的なイベントも活用して外国人旅行客の誘致に取り組んでいく。

地域政策課長

- 5 KPIを交付金額にすると、一つの大きな市が多額の交付金を活用しただけで実績が上がってしまう。交付件数であれば、どれだけ多くの市町村が活用したかが分かりやすいため、交付件数をKPIとした。
- 6 国の交付金ではカバーできないもの、市町村からの要望があるものを兼ね備えた新しいメニューを検討し、今年度からは移住に対する新規メニューを用意した。また、オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップの開催が近づいてきたため、これらの大会を契機とした地域活性化事業にも交付している。その結果、平成30年度は交付件数66件となり目標を達成した。

武内委員

- 1 基本目標2「県内への新しいひとの流れをつくる」を実現するには、外国人を呼び込むことや、移住を促進するなどの方法が考えられる。首都圏に位置する本県として、新しい人の流れをつくることについて、どう考えるか。
- 2 外国人旅行者をどのように増やしていくのかについて、もう少ししっかりした戦略が必要だと考えるが、いかがか。
- 3 ふるさと創造資金について、総合戦略ができる前年度の平成26年度交付実績58件を2件だけ増やすという目標としたのはなぜか。
- 4 ふるさと創造資金制度の改正は、新しいメニューを増やすことと、制度全体を改正するのでは、どちらがよいと考えているのか。

計画調整課長

- 1 日本全体の地方創生戦略の狙いは、行き過ぎた東京圏への一極集中の是正にある。東京圏の一角を占める本県がやみくもに社会増を追い求めた場合、国全体の方向性と不整合が生じてしまう。したがって、本県がとるべき戦略は「地方圏から人を奪う」ではなく、「東京に奪われた人を取り戻す」ことにあると考える。本県からも多くの若者が進学・就職を機に東京に転出しており、特に県北部は転出超過となっている。若者が転出せず定住できるように地元企業とのマッチングを支援したり、本県の良好な住環境・教育環境を都内の子育て世代にアピールして転入を促進する。こうした取組を通じて、東京から地方に人が戻る流れをデザインできれば、日本全体の地方創生にも貢献できるのではないかと考える。

観光課長

- 2 例えば台湾から本県への来訪者は平成28年では42,900人であったが、これを平成32年には約160,000人に伸ばしていくという国別に分析した目標もある。最近では個人旅行者が増えており、旅行に際してはスマートフォンなどで情報収集していることから、ブロガーやSNSを活用した情報発信を強化していく。

地域政策課長

- 3 目標設定時に、ふるさと創造資金の「魅力ある地域づくり」事業の制度と重なる国の交付金制度の新設が見込まれていたため、現状維持を目標とした。
- 4 国の交付金でカバーしきれない部分や市町村の要望が強い部分などについて、市町村の意向を聞き取りながら、新しいメニューや制度をどうするのか考えていきたい。

岡委員

- 1 資料3の基本目標1の就業率について、正規・非正規の内訳はどのようになっているのか。
- 2 おもてなし通訳案内士については、現在269人で達成率が94.1%である。最終的には500人を目標としているが、今後の見通しについて伺う。

雇用労働課副課長

- 1 就業構造基本調査の平成29年の数値では、正規が59.9%、非正規が40.1%であり、おおむね6対4になっている。

観光課長

- 2 おもてなし通訳案内士の認定には、認定者の質を確保するため座学から実地研修まで4日間の研修を義務付け、厳しいハードルを設けている。実地研修では天候の影響を受けるケースもあり、昨年は台風のため延期をしたところ参加者が減少した。今年度は追加研修を実施するなどの工夫をしており、目標達成に向けてしっかりと取り組んでいく。

岡委員

- 1 昨年から今年3月にかけて、各地の大学や企業で雇止めが問題となったが、本県ではその影響があったのか。
- 2 経済の活性化を図る上で、おもてなし通訳案内士の確保は重要である。おもてなしに関する基本的な素養が求められるが、どのような点を考慮して養成しているのか。

雇用労働課副課長

- 1 マスコミ報道等により各地で問題になっていたことは承知しているが、本県では大きな問題は生じていないと認識している。

観光課長

- 2 まずは、英検1級程度など一定レベルの語学力が必要な国家資格である、「全国通訳案内士」を持つ方が対象となる。これらの方々に対し、ホテル業務の経験者を講師に迎え、「お客様をもてなすとはどういうことなのか」などを学ぶ研修を行っている。その上で、外国語による実際のコミュニケーションについて学ぶ実地研修を行うなど、養成に努めている。

村岡委員

- 1 地方の財源不足は臨時財政対策債の発行ではなく、地方への税源移譲や交付税の法定率の引上げで解消するという要望をあらゆる機会を通じて行っているとのことだが、その実現に向けた見通しをどのように受け止めているのか。
- 2 地方消費税の清算基準の見直しについて、税収の最終的な帰属地を正確に反映していないという問題があったとのことだが、本県においてこのような問題はあったのか。
- 3 消費税率が10%に引き上げられた場合、個人消費が冷え込むと懸念する。本県として対策を考えているとのことだが、個人消費への影響額を試算しているのか。

財政課長

- 1 地方財政全体で巨額の財源不足が生じているため一朝一夕には解消できるとは言い切れないが、臨時財政対策債で肩代わりしている部分はその解消を要望していかなければならないと考えている。財源不足額は税収の増加などにより多少縮小してきているが、完全に財源不足がなくなるよう国全体として目指していくべきであり、それまで臨時財政対策債の発行は仕方がないと認めるわけにはいかないことから、制度改正をしっかりと要望していく。

税務課長

- 2 改正前の地方消費税の清算基準では端的に言えば持ち帰り消費の影響が大きく、本県在住の方が東京都内の百貨店や家電量販店などで購入した場合は、東京都の税収となっていた。なお、平成30年度税制改正では、清算基準の中のこうしたものについては統

計から除外するとともに、消費の代替指標である人口の割合を大きくした。

- 3 消費税率が8%から10%に引き上げられると地方消費税の税率は1.7%から2.2%に引き上げられる。また、軽減税率制度も導入され全国ベースで2,000億円程度の減収と見込まれている。これらを前提として平成29年度の地方消費税の決算額を基に試算すると、都道府県間の清算前で273億円の増収、都道府県間の清算後の実質的な収入額では429億円の増収と見込んでいるが、個人消費への影響額については試算していない。

村岡委員

平成30年度の地方消費税の清算基準の見直しで、これまで本県に帰属するべきであった東京都の税収を本県に適正に帰属させるとのことだが、その税収額はどのくらいか。

税務課長

平成30年度地方財政計画を基に試算すると、平成30年度税制改正における清算基準見直しによる増収額は235億円である。

村岡委員

清算基準の指標となっている人口は何年ごとに見直されているのか。

税務課長

人口については国勢調査の数値を採用しており、5年ごとに数値を更新している。現在は平成27年の数値を使用している。

村岡委員

人口については毎年更新すべきだと思うが、何らかの是正措置は考えられないか。

税務課長

国では、清算基準については各都道府県の最終消費地を的確に捉える必要があるとしてサンプル調査や推計調査ではなく、全数調査に基づくべきとしている。